

「小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査」の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】環境省、経済産業省 【勧告日】平成29年11月21日

【回答日】環境省：平成30年6月12日、経済産業省：平成30年6月12日

主な勧告（調査結果）

主な改善措置状況

1 小型家電リサイクル実施市町村における回収量の増加に向けた取組等の促進

○回収量増加・採算性の確保に向けた取組等の情報提供

- ・ **新たな費用をかけずに、回収量が多いピックアップ回収等を実施している市町村の取組等の情報を、実施困難とする理由別に整理して提供すること（環境省）**
 - ✓ 一人当たり回収量が少ない市町村では、ボックス回収が中心。回収量が多いピックアップ回収等は、費用負担増などを理由として実施が低調
 - ✓ 従前から実施していた危険物の選別作業等に併せてピックアップ回収を行うことで、新たな費用をかけずに回収量を増加させている例あり
- ・ **品目別の売却単価の設定により、売却単価を上昇させるなど、採算性を向上させている市町村の取組等の情報を提供すること（環境省）**
 - ✓ 使用済小型家電の取引において、損失が生じている市町村あり（13/85市町村）
 - ✓ 携帯電話、コード類等を分別し、品目別に売却することで、金属含有量が高い品目を高額で売却でき、採算性を向上させている例あり

2 小型家電リサイクル未実施市町村における取組の促進

○リサイクルの実施に向けた検討を促すための情報提供

- ・ **市町村の使用済小型家電の売却先など、リサイクル未実施市町村の実施に向けた検討を促すための情報を、実施困難とする理由別に整理して提供すること（環境省）**
 - ✓ リサイクルを実施困難とする理由
 - ・ 回収量が少なく、運搬費等が売却益より高くなるおそれ（10/20市町村）
 - ・ 近隣に、国が処理の適正性等を確認した認定事業者がない（4/20市町村）
 - ✓ 人口密度が低い都道府県では、認定事業者の収集区域内であっても、回収した使用済小型家電の引受場所が近隣になく、運搬費が高額になるとしてリサイクルを未実施

（環境省）

- **市町村に対するヒアリング等により、回収量の増加や採算性の確保などに関する優良事例を収集**
- **市町村における取組の現状と課題を分析し、課題ごとの対策メニュー及び具体事例を整理し、取りまとめた「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」を作成し、全国の市町村に情報提供**

【優良事例の例】

- ・ 既存の体制・設備の中で新たな費用をかけずに回収量が多いピックアップ回収等を行っている事例
- ・ 品目別の売却単価の設定による採算性の向上を図っている事例
- ・ 新たな費用をかけることなく使用済小型家電の解体などの前処理を実施して高付加価値化を図っている事例
- ・ 回収量が少量であっても売却益を確保している事例

- **回収した使用済小型家電の認定事業者への引渡しに係る運搬費の低減に向け、平成30年度に、モデル事業（複数市町村が連携して、回収した使用済小型家電を同一の引渡先に引き渡す取組）を実施し、その有効性を確認する予定**

主な勧告（調査結果）

3 使用済小型家電の適正な処理の確保

○個人情報保護対策の適切な実施

- ・ 市町村に対し、使用済小型家電の排出時における個人情報の削除に関する消費者への周知及び保管場所等における個人情報保護対策の実施を徹底するよう促すこと（環境省）
- ✓ 排出時における個人情報の削除に関する消費者への周知を実施していなかったもの（35/121市町村）
- ✓ 保管場所における個人情報保護対策を実施していなかったもの（12/121市町村）

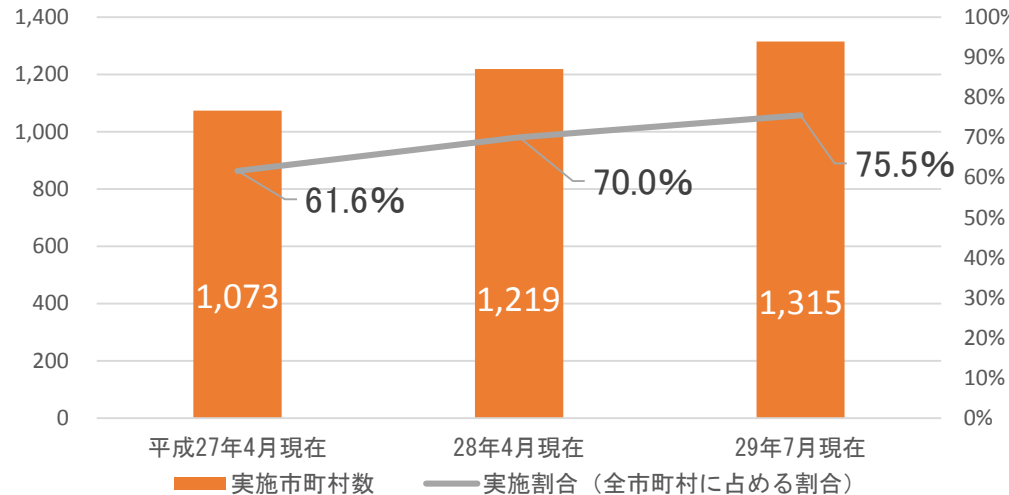
主な改善措置状況

（環境省）

- ・ 個人情報保護対策の考え方について、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議で周知し、市町村に対する指導を要請
- ・ 今後、市町村に対する説明会を開催し、保管場所等における個人情報保護対策の実施の徹底及び消費者に対する排出時の個人情報の削除の周知について要請する予定

（参考）近年の小型家電リサイクルの実施市町村の推移

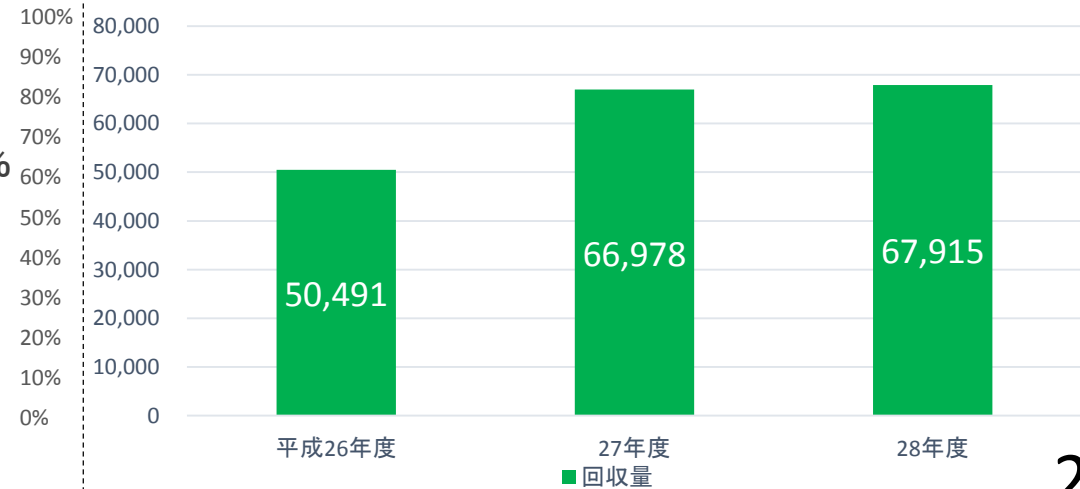
（出典）市町村実態調査結果（環境省）による。



（参考）近年の使用済小型家電の回収量

（出典）市町村実態調査結果（環境省）による。

（単位：トン）



小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 実施時期 | 平成 28 年 8 月～29 年 11 月 |
| 2 調査対象機関 | 環境省、経済産業省 |

【勧告日及び勧告先】 平成 29 年 11 月 21 日 環境省、経済産業省

【回答年月日】 環境省 平成 30 年 6 月 12 日 経済産業省 平成 30 年 6 月 12 日

【調査の背景事情】

- 我が国においては、今後の経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題となっている。しかし、携帯電話端末やゲーム機などの小型電子機器等が使用済みとなった場合、鉄やアルミニウム等の一部の金属を除き埋立処分されていた。
- こうした状況を踏まえ、使用済みとなった携帯電話端末、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）、扇風機等の小型電子機器等（これらを合わせて、以下「使用済小型家電」という。）の再資源化を促進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）が制定され、平成 25 年 4 月から、市町村等の関係者が自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形で再資源化を促進することにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることとされた。
- 環境省の「市区町村における使用済小型家電リサイクルへの取組状況に関する実態調査」（以下「市町村実態調査」という。）によると、平成 28 年 4 月現在、約 7 割の市町村において小型家電リサイクルが実施されており、また、約 1 割の市町村において実施に向けて調整中となっている一方で、約 2 割の市町村においては、参加に伴う経費負担等の問題から未参加又は参加するか否か未定としている。
- また、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」（平成 25 年 3 月経済産業省・環境省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）では、使用済小型家電の再資源化を実施すべき量の目標として、平成 27 年度までに、市町村等により回収され再資源化した量を全国で 1 年当たり 14 万 t にすることが掲げられていた。しかし、その実績は、平成 25 年度が 2.4 万 t（目標の 17.1%）、26 年度が 5.0 万 t（目標の 35.7%）、27 年度が 6.7 万 t（目標の 47.9%）と目標を下回った状況であったことから、小型家電リサイクルの効果を上げるためには、更なる取組の促進が必要となっている。
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、小型家電リサイクルの効果的な実施を図る観点から、市町村の小型家電リサイクルの取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>1 小型家電リサイクル実施市町村における回収量の増加に向けた取組等の促進 (勧告要旨)</p> <p>環境省は、小型家電リサイクルが促進型の制度であることを踏まえつつ、一層の促進を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 市町村に対して、使用済小型家電の回収量増加に効果的な次のような情報を、政令指定都市等、市町村の人口規模や小型家電リサイクルを実施困難とする理由別に整理して、提供すること。</p> <p>i) 既存の体制・設備の中で新たな費用や多くの費用をかけずにやっているステーション回収やピックアップ回収などによる回収量増加に向けた取組に関する情報</p> <p>ii) 体制・設備に関係なく又はそれらの更新に合わせることで実施できる回収量増加に向けた取組に関する情報</p> <p>② 市町村に対して、採算性の確保に資する次のような情報を提供すること。</p> <p>i) 市町村が契約内容の見直しを検討するための参考として、近隣市町村などの再資源化事業者との契約の状況を知ることができるよう、都道府県別に取りまとめるなどした使用済小型家電の売却先、売却単価、収集運搬の条件等の実績に関する情報</p> <p>ii) 品目別に売却単価を設定することにより採算性を向上させている市町村の取組に関する情報</p> <p>iii) 既存の体制・設備を活用して新たな費用をかけることなく前処理を実施して高品位な部品を取り出すなどにより、採算性を向上させている市町村の取組に関する情報</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 基本方針において、使用済小型家電の回収量目標を平成 27 年度までに年間 14 万 t (一人当たり約 1kg) としていたところ、27 年度の回収量は 6.7 万 t と未達成 (注)</p>	<p>(環境省)</p> <p>①</p> <p>小型家電リサイクルを実施している市町村における既存の体制・設備の中で新たな費用をかけずにステーション回収やピックアップ回収を実施している事例や体制・設備に関係なく実施できる清掃センターへの持込ごみ回収などの回収量増加に向けた取組等に関する優良事例をヒアリング等により収集するとともに、市町村における小型家電リサイクルの取組の現状と課題について分析した。これらの結果を踏まえ、各市町村の現状に応じた対策メニュー及び具体事例を、人口規模や小型家電リサイクルを実施困難とする理由別に整理し、取りまとめた「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」を作成し、平成 30 年 5 月に全国の市町村へ提供した。さらに、同年 7 月に、市町村に対する説明会を開催し、同手引きの内容について周知する予定である。同手引きについては、以下のウェブサイトで公表している。</p> <p>http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/tebiki.pdf</p> <p>(参考) 近年の使用済小型家電の回収実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度 50,491t (市町村回収量：38,546t、認定事業者による直接回収量：11,945t) ・平成 27 年度 66,978t (市町村回収量：49,335t、認定事業者による直接回収量：17,643t) ・平成 28 年度 67,915t (市町村回収量：48,500t、認定事業者による直接回収量：19,415t) <p>また、平成 29 年 12 月 22 日に開催した中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、小型家電リサイクル制度の施行状況及び小型家電リサイクル制度推進に向けた取組について報告した。この中で、ス</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(注) 回収量目標の達成時期については、平成 30 年度までに延長された。</p> <p>○ 小型家電リサイクルの持続的な実施及び使用済小型家電の回収量増加のためには、市町村における採算性の確保が重要</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 一人当たり回収量が少ない市町村では、ボックス回収が中心となっており、回収量が多いピックアップ回収等の実施が低調 (注)</p> <p>(注) 一人当たり回収量下位10市町村では、ステーション回収 (0%)、ピックアップ回収 (20%) の実施が低調</p> <p>○ ステーション回収やピックアップ回収を実施困難とする理由は、費用負担の増加、既存施設では実施が困難等</p> <p>○ 一方、従前から実施していた危険物の選別作業等に併せてピックアップ回収を行うことなどにより、新たな費用負担をかけずにステーション回収やピックアップ回収を実施している例あり</p> <p>○ 使用済小型家電の取引において損失が生じている例あり (13/85市町村)</p> <p>○ 一方、各種の工夫を行うことで採算性を向上させている例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町村の再資源化事業者との契約状況を把握するなどして、自市町村の前回の契約内容を見直し、売却先を変更することで、より高額な売却単価により契約を締結できた例 ・ 一律に設定された売却単価から品目別の売却単価に変更したことで金属含有量が高い品目を高額で売却でき、採算性を向上させている例 ・ 市町村の既存の体制・設備を活用して新たな費用をかけることなく回収した使用済小型家電を解体するなどの前処理を実施して高品位な部品を取り出すなどにより、個別に売却し、採算性を向上させている例 <p>○ 環境省は、説明会等の場を捉えて、他市町村における取組事例等について情報提供を実施しているが、ステーション回収等の実施が困難とする理由別に整理されておらず、また、採算性の確保に向けた取組事例を情報提</p>	<p>テーション回収又はピックアップ回収を実施困難とする理由の分析のほか、小型家電リサイクルの促進を図るため、平成 28 年度から環境省が実施している市町村支援事業の取組事例により得られた既存の体制・設備の中で新たな費用をかけずにピックアップ回収している事例について報告している。会議資料については、次のウェブサイトで公表している。 http://www.env.go.jp/council/03recycle/y038-16/mat03.pdf</p> <p>② i)</p> <p>小型家電リサイクルを実施している市町村における売却先、売却単価、収集運搬の条件等の実績に関する情報を、平成 30 年度中に、アンケート等により収集し、適正な競争環境に配慮しながら、都道府県別に取りまとめ、都道府県及び市町村に対し提供する予定である。</p> <p>② ii) iii)</p> <p>小型家電リサイクルを実施している市町村における使用済小型家電の品目別の売却単価の設定や新たな費用をかけることなく前処理を実施して高品位な部品を取り出すなどにより、採算性を向上させている取組などの優良事例をヒアリング等により収集するとともに、市町村における小型家電リサイクルの取組の現状と課題について分析した。これらの結果を踏まえ、各市町村の現状に応じた対策メニュー及び具体事例を、人口規模や小型家電リサイクルを実施困難とする理由別に整理し、取りまとめた「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」を作成し、平成 30 年 5 月に全国の市町村へ提供した。さらに、同年 7 月に、市町村に対する説明会を開催し、同手引きの内容について周知する予定である。同手引きについては、次のウェブサイトで公表している。 http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/tebiki.pdf</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>供するものとなっていない。</p> <p>○ 市町村から、同規模市町村や近隣市町村の小型家電リサイクルの取組状況、他市町村における売却先や売却単価等の実績についての情報提供の希望あり</p>	
<p>2 小型家電リサイクル未実施市町村における取組の促進 (勧告要旨)</p> <p>環境省及び経済産業省は、使用済小型家電の回収量の一層の増加を図る観点から、小型家電リサイクル未実施市町村における実施に向けた検討を促すため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省は、小型家電リサイクル未実施市町村に対して、次のような情報を、人口規模や実施困難とする理由別に整理して、提供すること。</p> <p>i) 使用済小型家電の回収量が一定程度確保できた段階で売却するなど、一回当たりの回収量が少量であっても売却益が生じている取組に関する情報</p> <p>ii) 既存の体制・設備を活用し、新たな費用負担が生じない方法による取組に関する情報</p> <p>iii) 市町村が使用済小型家電の売却契約を結ぶ再資源化事業者の情報</p> <p>② 環境省及び経済産業省は、使用済小型家電と金属くずを一体として認定事業者以外の再資源化事業者に売却する場合であっても、当該事業者において高度な再資源化が可能であれば小型家電リサイクルとして認められることを契約ガイドラインにおいて明確にすること。</p> <p>③ 環境省及び経済産業省は、特に、人口密度が低い都道府県において、市町村が採算性を確保しつつ小型家電リサイクルを実施できるよう、より効率的な運搬方法の普及や認定事業者の引受場所の増加、また、必要に応じ、使用済小型家電の収集を行おうとする区域の要件の見直しなど、回収した使用済小型家電の認定事業者への引渡しに係る運搬費の低減のための取組を実施すること。</p>	<p>(環境省)</p> <p>① i) ii)</p> <p>小型家電リサイクルを実施している市町村における使用済小型家電の回収量が少量であっても回収量が一定程度確保できた段階で売却するなどして売却益を確保している事例や、新たな費用負担を生じさせることなく採算性の確保を図っている取組などの優良事例をヒアリング等により収集するとともに、市町村における小型家電リサイクルの取組の現状と課題について分析した。これらの結果を踏まえ、各市町村の現状に応じた対策メニュー及び具体事例を、人口規模や小型家電リサイクルを実施困難とする理由別に整理し、取りまとめた「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」を作成し、平成 30 年 5 月に全国の市町村へ提供した。さらに、同年 7 月に、市町村に対する説明会を開催し、同手引きの内容について周知する予定である。同手引きについては、次のウェブサイトで公表している。</p> <p>http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/tebiki.pdf</p> <p>(参考) 近年の小型家電リサイクル実施状況 (全市町村に占める割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月時点 61.6% (1,073/1,741 市町村) ・平成 28 年 4 月時点 70.0% (1,219/1,741 市町村) ・平成 29 年 7 月時点 75.5% (1,315/1,741 市町村) <p>iii)</p> <p>小型家電リサイクルを実施している市町村における売却先、売却単価、収集運搬の条件等の実績に関する情報を、平成 30 年度中に、アンケート</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 小型家電リサイクルは促進型の制度とされており、市町村に小型家電リサイクルを実施する義務は課されていないものの、基本方針における回収量目標の達成のためには、未実施市町村における実施に向けた取組を促進することも重要</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 下記の理由により小型家電リサイクルを実施困難としている市町村あり (20/144 市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済小型家電の回収量が少なく費用 (運搬費等) が売却益より高くなるおそれ (10/20 市町村) ・ 小型家電リサイクルを実施した場合の廃棄物処理事業者への委託費の増加のおそれ ・ 近隣に認定事業者 (注) がいないと認識 (4/20 市町村) <p>(注) 認定事業者とは、小型家電リサイクル法第 10 条に基づき、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣から当該計画の認定を受けた事業者のこと</p> <p>○ 同様の事情がありながら、取組を工夫することで小型家電リサイクルを実施している例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済小型家電を再資源化事業者に定期的に引き渡すのではなく、運搬車の積載量の上限近くまで貯めた上で効率的に引き渡している例 ・ 認定事業者が直接回収する形でボックス回収を行うなど、既存の廃棄物処理委託事業の中で可能な範囲で取組を検討し、新たな費用負担を生じさせずに実施している例 ・ 実施困難としている市町村に隣接する市町村では、認定事業者に売却している例 <p>○ 環境省は、説明会等の場を捉えて、他市町村における取組事例等について情報を提供しているが、小型家電リサイクルを実施困難とする理由別に</p>	<p>等により収集し、適正な競争環境に配慮しながら、都道府県別に取りまとめ、都道府県及び市町村に対し提供する予定である。</p> <p>②</p> <p>使用済小型家電と金属くずを一体として認定事業者以外の再資源化事業者に売却する場合であっても、当該事業者において高度な再資源化が可能であれば、小型家電リサイクルとして認められることを、平成 30 年度中に、契約ガイドラインに追記し、全国の市町村へ提供するとともに、市町村に対する説明会を開催し、再度周知する予定である。</p> <p>③</p> <p>小型家電リサイクルを実施している市町村における認定事業者との使用済小型家電の引渡頻度の見直しといった採算性の確保や運搬費の低減のための取組などの優良事例を収集するとともに、市町村における小型家電リサイクルの取組の現状と課題について分析した。これらの結果を踏まえ、各市町村の現状に応じた対策メニュー及び具体事例を、人口規模や小型家電リサイクルを実施困難とする理由別に整理し、取りまとめた「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」を作成し、平成 30 年 5 月に全国の市町村へ提供した。さらに、同年 7 月に、市町村に対する説明会を開催し、同手引きの内容について周知する予定である。同手引きについては、次のウェブサイトで公表している。</p> <p>http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/tebiki.pdf</p> <p>また、回収した使用済小型家電の認定事業者への引渡しに係る運搬費の低減に向けた、複数市町村からの一括回収などの方策の有効性を確認するため、平成 30 年度に、複数市町村が連携して、回収した使用済小型家電を同一の引渡先に引き渡すことで、収集運搬の効率化を図ることを目的とした市町村間連携の取組を支援するモデル事業を実施する予定である。</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>整理された情報提供とはなっていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同規模市町村や近隣市町村の取組状況、他市町村の売却先や売却単価の実績等についての情報提供を希望する市町村あり ○ 市町村においては、認定事業者への売却意向が強い一方で、都道府県ごとに認定事業者数にばらつきがみられ、また、当該都道府県を収集区域とする認定事業者が少なく、人口密度が低い都道府県においては、必ずしも、市町村が回収した使用済小型家電の引渡場所が近隣に存在していないことなどから、運搬費が高額となることが小型家電リサイクルの取組のあい路となっているおそれ ○ 市町村に所在する再資源化事業者が認定事業者となれば、当該事業者に売却しようと検討していたが、当該事業者が3都道府県以上での回収ができる体制があるとは認められないことを理由として認定されなかった (注) ため、小型家電リサイクルの実施を断念した例あり (注) 小型家電リサイクル法施行規則第5条において、3以上の隣接する都道府県の全域を収集区域とすることが認定要件の一つとされている。 	<p>(経済産業省)</p> <p>②</p> <p>使用済小型家電と金属くずを一体として認定事業者以外の再資源化事業者へ売却する場合であっても、当該事業者において高度な再資源化が可能であれば、小型家電リサイクルとして認められることを、平成30年度中に、契約ガイドラインに追記し、市町村へ提供する予定である。</p> <p>③</p> <p>回収した使用済小型家電の認定事業者への引渡しに係る運搬費の低減のため、環境省と連携し、適宜必要な取組について検討を行う。</p>
<p>3 使用済小型家電の適正な処理の確保</p> <p>(1) 認定事業者に対する立入検査・指導の適切な実施</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境省及び経済産業省は、使用済小型家電の適正な再資源化を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認定事業者に対して、再資源化事業計画の変更内容に応じた変更手続について、適切に指導すること。 ② 認定事業者に対して、資源の売却先、役員等に変更があった場合の変更手続の実施状況、委託先の監督状況などについて、立入検査の実施を徹底し、適切に指導すること。 ③ 認定事業者に対して、運搬車における使用済小型家電の収集運搬に関する表示等について、適切に指導すること。 </div> <p>(説明)</p>	<p>(環境省)</p> <p>資源の売却先、役員等に変更があった場合の変更手続の実施状況、委託先の監督状況等、再資源化事業計画に沿った事業が行われているかを把握するため、平成29年12月から30年3月末までの間に、経済産業省と連携して、認定事業者8者に対し、計8回の立入検査を、勧告内容に留意し、実施するなどして、指導の徹底を図っている。</p> <p>また、立入検査・指導を適切に実施していくため、平成30年4月17日に開催した地方環境事務所会議において小型家電リサイクルを担当する職員に対し、改めて勧告内容の周知・徹底を図った。</p> <p>今後も、使用済小型家電の適正な再資源化を確保するため、連絡会議等を通じ、環境省本省と各地方環境事務所との情報共有の強化を行っている</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>《制度の概要》</p> <p>○ 認定事業者は、小型家電リサイクル法に基づき、再資源化事業の内容等について定めた再資源化事業計画を策定し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受け、同法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定において、同事業の内容等を変更しようとするときは同計画の変更の認定を受ける等の手続を行うこととされている。</p> <p>○ 環境大臣及び経済産業大臣は、小型家電リサイクル法第 15 条及び第 17 条において、認定事業者等に対して i) 必要な指導及び助言、ii) 事務所、工場等の立入検査を実施することができるなどとされている（注）。</p> <p>（注）環境大臣及び経済産業大臣の立入検査の権限は、小型家電リサイクル法施行規則第 16 条において、それぞれ地方環境事務所長及び経済産業局長に委任されている。</p> <p>○ 認定事業者等は、小型家電リサイクル法施行規則第 8 条において、運搬車を用いる際には、収集又は運搬を行う者の名称等を運搬車に表示し、運搬先の事業場の名称等を記載した書面を備え付けることとされている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 地方環境事務所及び経済産業局が、認定事業者等に対し、再資源化事業計画の変更申請が必要な事項について、変更届出を行うよう指導し、変更申請と変更届出の区分について正しく指導していない例あり（2/24 事業者）</p> <p>○ 認定事業者により再資源化事業計画が遵守されていない状況（3/20 事業者（注））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化事業計画にない事業者への売却 ・役員変更時の未届け ・委託先事業者の監督の未実施 <p>（注）当該 3 事業者のうち、2 事業者について、地方環境事務所及び経済産業は、立入検査において、再資源化事業計画が遵守されていないことを指摘していない。</p> <p>○ 運搬車に必要な表示がされていない、又は書面が備え付けられていない</p>	<p>く。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>認定事業者に対する資源の売却先、役員等に変更があった場合の変更手続の実施状況、委託先の監督状況等、再資源化事業計画に沿った事業が行われているかを把握するため、平成 29 年 12 月から 30 年 3 月末までの間に、環境省と連携して、認定事業者 8 者に対し、計 8 回の立入検査を、勧告内容に留意し、実施するなどして、指導の徹底を図っている。</p> <p>また、立入検査・指導を適切に実施していくため、平成 30 年 3 月 19 日に開催した「リサイクル担当官会議」において、各経済産業局の小型家電リサイクルを担当する職員に対し、あらためて勧告内容の周知・徹底を図った。</p> <p>今後も、使用済小型家電の適正な再資源化を確保するため、研修等を通じ、経済産業省本省と各経済産業局との情報共有の強化を行っていく。</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
状況 (3/20 事業者)	
<p>(2) 市町村による認定事業者以外の再資源化事業者の適正処理の確認の徹底 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境省及び経済産業省は、市町村が認定事業者以外の再資源化事業者の使用済小型家電を引き渡す場合の引渡し後の適切な処理を確保する観点から、契約ガイドラインの見直しなどにより、市町村に対し、次の点などについて改めて周知し、認定事業者以外の再資源化事業者の事業内容の適正性の確認等を適切に実施するよう促す必要がある。</p> <p>① 市町村において事業内容の適正性の確認等を行う必要があること。</p> <p>② 契約相手や引渡方法などに応じて適切に適正性の確認等を実施できるようにするため、契約及び確認に関する標準的な方法や内容、市町村における実例等</p> <p>③ 認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡数量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 市町村は、基本方針や契約ガイドラインにおいて、認定事業者以外の再資源化事業者に対して使用済小型家電を引き渡す場合、当該引渡先が適切か否か確認することなどが求められている。</p> <p>○ 契約ガイドラインには、認定事業者以外の再資源化事業者の適正性の確認項目が示されている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 小型家電リサイクルを実施していると認識し、かつ、認定事業者以外の再資源化事業者の使用済小型家電を引き渡している市町村のうち、再資源</p>	<p>(環境省)</p> <p>①②</p> <p>市町村が認定事業者以外の再資源化事業者の使用済小型家電を引き渡す場合、当該市町村においてその事業内容の適正性の確認等を行う必要があることについて、平成30年度中に、改めて周知する予定である。</p> <p>また、市町村が認定事業者以外の再資源化事業者の適正性の確認等を実施するための方法について、契約及び確認に関する標準的な方法や内容、実例等を踏まえ、使用済小型家電からの回収物のトレーサビリティの確認等についてより具体的に記載するなど、平成30年度中に、契約ガイドラインを改定し市町村へ提供するとともに、市町村に対する説明会を開催し、再度周知する予定である。</p> <p>③</p> <p>認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡数量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができる旨について、平成30年度中に、契約ガイドラインに追記し、市町村へ提供するとともに、市町村に対する説明会を開催し、再度周知する予定である。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>①②</p> <p>市町村が認定事業者以外の再資源化事業者の使用済小型家電を引き渡す場合、当該市町村においてその事業内容の適正性の確認等を行う必要があることについて、平成30年度中に、改めて周知し、また、市町村が認定事業者以外の再資源化事業者の適正性の確認等を実施するための方法について、契約及び確認に関する標準的な方法や内容、実例等を踏まえ、</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>化事業の実施状況（再資源化された金属量等）を把握していない等、再資源化事業者の適正性を確認していない市町村あり（20/33 市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正性を確認していない理由は、契約ガイドラインに記載されている適正性の確認の必要性や確認内容について認識不足のため（10/20 市町村）など ○ 契約ガイドラインの認定事業者に関する部分に、再資源化された金属量の算定方法（注）が記載されている一方、認定事業者以外の再資源化事業者に関する部分には当該記載がない。 （注）認定事業者以外の再資源化事業者についても、同様に算定できる。 ○ 市町村から、契約ガイドラインの内容では適正性の確認方法等が不明確であるため、市町村が取り組むべき点を明確にしてほしいという意見・要望あり（4/33 市町村） 	<p>使用済小型家電からの回収物のトレーサビリティの確認等についてより具体的に記載するなど、契約ガイドラインを改定し、市町村へ提供する予定である。</p> <p>③</p> <p>認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡数量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができる旨について、平成30年度中に、契約ガイドラインに追記し、市町村へ提供する予定である。</p>
<p>(3) 個人情報保護対策の適切な実施 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境省は、個人情報保護対策を適切に実施するとともに、使用済小型家電を排出する消費者の不安を解消し、小型家電リサイクルの促進を図る観点から、市町村に対して、i) 排出時における個人情報の削除に関する消費者に対する周知、ii) 保管場所等における個人情報保護対策など、基本方針及び回収ガイドラインに示している個人情報保護対策の実施を徹底するよう促す必要がある。</p> </div> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、基本方針において、携帯電話端末やパソコン等について、排出段階における消費者に対する個人情報の削除に関する周知や、回収等の段階における個人情報保護対策の実施等が求められている。 ○ 回収ガイドラインでは、市町村が採るべき個人情報保護対策の具体例が記載されている。 	<p>(環境省)</p> <p>基本方針及び回収ガイドラインに示している個人情報保護対策の実施を徹底するため、回収ガイドライン等の個人情報保護対策の考え方について、平成30年1月に開催した全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議で周知し、市町村に対する指導を要請した。また、同年7月に、市町村に対する説明会を開催し、保管場所等における個人情報保護対策の実施の徹底について周知するとともに、排出時における個人情報の削除に関する消費者に対する周知について要請する予定である。</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出時における個人情報の削除に関する周知を、その必要性を認識していなかった等の理由から実施せず（35/121 市町村） ○ 保管場所における個人情報保護対策（注）を、小型家電リサイクルを実施しているという認識がなかった等の理由から実施せず（12/121 市町村） （注）保管場所における個人情報保護対策とは、施錠可能な室内での保管、回収後速やかに物理的に破壊等 	
<p>4 その他</p> <p>(1) 都道府県による市町村への支援等の促進 （勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境省は、市町村における小型家電リサイクルの実施を促進する観点から、都道府県の管内市町村への支援の取組状況等を都道府県に対して情報提供する必要がある。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は、小型家電リサイクル法第 5 条において、小型家電リサイクルを推進するよう必要な措置を講ずることに努めるとともに市町村に対して必要な技術的助言を与えることに努めなければならないとされている。また、基本方針において、市町村の回収に協力することが期待されている。 ○ 環境省は、平成 25 年度から 28 年度までにかけて、市町村向けの説明会や意見交換会を開催しているが、都道府県向けの情報提供は行っていない。 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の中には、管内市町村に対して、人口規模ごとのモデルケースを提示するなど、支援方法を工夫している例あり ○ 他の都道府県における情報提供や支援等の取組を参考にしたいとして 	<p>（環境省）</p> <p>都道府県が市町村に対して実施している支援の取組の優良事例について、平成 30 年度中に、都道府県へのアンケート等を通じて取りまとめ、都道府県へ提供するとともに、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議で周知する予定である。</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>国からの情報提供を求める意見あり（4/22 都道府県）</p>	
<p>(2) 市町村における小型家電リサイクル実施状況の適切な把握 (勧告要旨)</p> <p>環境省及び経済産業省は、市町村における小型家電リサイクルの取組状況等を適切に把握する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省及び経済産業省は、回収ガイドラインにおける説明内容について、市町村の実際の取組がどの回収方法に該当するのか分かりやすく記載すること。</p> <p>② 環境省は、市町村実態調査について、小型家電リサイクルの実施の有無、実施している場合の回収量、回収方法などについて適切に把握できるよう、調査票や回答に際しての注意事項を見直し、正確に回答するよう促すこと。</p> <p>③ 環境省は、市町村実態調査における個別の市町村の回答内容について、提供方法や提供内容等を検討し、市町村や都道府県に提供すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 環境省は、市町村の小型家電リサイクルの取組状況や課題等を把握するため、市町村実態調査を実施しており、調査の実施に当たっては、注意事項を調査票に示すとともに、回収ガイドラインを参照することなどとしている。</p> <p>○ 当該調査における個別の市町村の回答内容については、当該市町村の承諾なしに公表しないこととしている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 市町村実態調査の小型家電リサイクルの実施状況、回収量及び回収方法に関する回答内容と当該市町村の取組内容の実態に相違(58/144 市町村)</p> <p>○ 相違が生じている理由は、調査表に不備があることや回収ガイドライン</p>	<p>(環境省)</p> <p>① 市町村が実施している使用済小型家電の回収方法が、回収ガイドラインにおけるどの回収方法に該当するかを分かりやすくするため、平成 30 年度中に、回収ガイドラインにより詳細な説明を追記し、市町村へ提供する予定である。</p> <p>② 平成 30 年度に実施する市町村実態調査について、市町村が適切に回答できるよう、小型家電リサイクルの実施の有無、回収量、回収方法等に関する注意事項の追記等を行う予定である。</p> <p>③ 平成 29 年度の市町村実態調査における個別の市町村の回答内容については、都道府県が管内市町村の小型家電リサイクルの実態を把握できるよう、30 年 2 月に都道府県に提供した。また、必要に応じ、市町村に対しても情報提供を行っている。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>① 市町村が実施している使用済小型家電の回収方法が、回収ガイドラインにおけるどの回収方法に該当するかを分かりやすくするため、平成 30 年度中に、回収ガイドラインにより詳細な説明を追記し、市町村へ提供する予定である。</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
における説明内容が不十分であること、注意事項に記載がないことなど ○ 小型家電リサイクルに関する施策の検討の参考とするため、個別の市町村の回答内容について情報提供してほしいとの意見あり(7/22 都道府県、9/144 市町村)	